

## 山梨県郷土伝統工芸品振興対策費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県郷土伝統工芸品振興対策費補助金(以下「補助金」という。)の交付申請については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、組合等が行う次の各号に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)に対し市町村が補助する事業(以下「補助事業」という。)の経費の一部を補助することにより、伝統工芸品産業の振興を図り、もって県民生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 後継者育成事業
- (2) 技術・技法の記録収集・保存事業
- (3) 原材料確保対策事業
- (4) 需要開拓事業
- (5) 意匠開発事業
- (6) その他振興を図るために必要な事業

### (定義)

第3条 この要綱において「伝統工芸品」とは、山梨県郷土伝統工芸品認定要綱(以下「認定要綱」という。)第3条の規定により認定されたもののうち、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第2条第1項に基づき、経済産業大臣から指定された伝統的工芸品以外のものをいう。

- 2 この要綱において「組合等」とは、伝統工芸品の被認定者をいう。
- 3 この要綱において「市町村」とは、認定要綱第4条第1項に基づく市町村をいう。

### (補助対象及び補助率等)

第4条 知事は、市町村が行う補助事業の対象となる組合等の事業に要する経費のうち、必要と認められるものについて、予算の範囲において補助金を交付する。

- 2 補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の補助金の交付申請をするにあたり、補助事業にかかる消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る控除税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定に基づく補助金交付申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付決定をするとともに補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該市町村長に通知するものとする。

2 知事は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 市町村長は、補助金の交付決定通知を受けた場合において、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第8条 市町村長は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区分した帳簿及びすべての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 市町村長は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。以下同じ。)の日の属する年度の終了後5カ年間知事の要求があったときは、いつでもその閲覧に供し得るように保存しておかなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更等)

第9条 市町村長は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金交付申請書に記載された経費の区分ごとの配分を変更しようとするとき。ただし、区分ごとに配分された額の20%を超えない場合を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、変更が軽微で補助金交付決定額に変更が生じない場合を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

2 知事は前条の承認をする場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延等の報告)

第10条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延(事故)報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 市町村長は、補助事業の遂行及び収支の状況について知事の要求があったときは、速や

かに遂行状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 市町村長は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の規定により提出された補助事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号により、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 知事は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることができる。

（補助金の交付方法）

第14条 補助金は、事業の完了後、実績報告書に基づき交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いすることができる。

2 市町村長は、前項ただし書きの規定により、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取り消し）

第16条 知事は、市町村長が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容又は条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第17条 市町村長は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- ( 1 ) 間接補助事業者は、間接補助事業の経理については他の経理と明確に区分して帳簿及びすべての証拠書類を整備しておくこと。
- ( 2 ) 前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

( 附則 )

- 1 この要綱は、平成7年4月1日より適用する。
- 2 山梨県ふるさと工芸振興事業実施要綱、山梨県ふるさと工芸振興事業実施要綱及び伝統工芸産業産地振興対策費補助金交付要綱は廃止する。

( 附則 )

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成12年度以前の補助金については、なお従前の例による。

( 附則 )

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 別表 1

## 補助対象経費及び補助率等

補助事業の区分	経費の区分	補助対象経費	補助率等
後継者育成事業	研修講師謝金 研修教材等諸費	講師謝金 テキスト代（資料印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費）、研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、研修室借料、資料購入費（工程を示した実物見本、完成品を含む。）、機器・道具類借料	1 / 2 以内  ただし、 250千円 を限度とする。
技術・技法の記録 収集・保存事業	企画会議費 資料収集費 記録フィルム 及び記録文献 作成費	謝金、会場費、会議費 文献資料等購入費、作品資料購入費、謝金、 記録フィルム作成費、記録文献作成費、印刷 製本費	
原材料確保 対策事業	企画会議費 原材料開発研 究調査費	謝金、会場費、会議費 調査旅費、報告書作成費、原材料分析費	
需要開拓事業	企画会議費  展示会開催事 前準備費  展示会開催事 業費 展示会成果検 討費  P R 事業費	委員謝金、専門家謝金、専門家旅費、会場費、 会議費 事務打ち合わせ旅費、通信連絡費、印刷広報 費（ポスター・パンフレット・開催要綱・案 内状作成費、発送費、掲載費） 会場費、装飾費、出品物梱包及び運送費 謝金、検討委員会会場費、検討委員会会議費、 成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート 調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、 報告書作成費 印刷費（ポスター・パンフレット）、ホーム ページ作成費	

補助事業の区分	経費の区分	内 容	補助率等
意匠開発事業	企画会議費 意匠開発費 求評会開催事業費 求評会成果検討費	委員謝金、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費 専門家コンサルタント雇用料、専門家コンサルタント旅費、新商品試作費 会場費、会場設営費、求評会運営費（案内状作成費、パンフレット作成費、発送費） 謝金、検討委員会会場費、検討委員会会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費	1 / 2 以内  ただし、250千円を限度とする。
その他振興を図るために必要な事業	知事が必要と認めるもの	知事が必要と認めるもの	